

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-47134

(P2017-47134A)

(43) 公開日 平成29年3月9日(2017.3.9)

(51) Int.Cl.

A63F 7/02 (2006.01)

F 1

A 6 3 F 7/02

3 1 3

テーマコード(参考)

2 C 0 8 8

審査請求 未請求 請求項の数 15 O L (全 20 頁)

(21) 出願番号

特願2015-175204 (P2015-175204)

(22) 出願日

平成27年9月4日 (2015.9.4)

(71) 出願人 599104196

株式会社サンセイアールアンドディ
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目11番1
3号

(74) 代理人 100112472

弁理士 松浦 弘

(74) 代理人 100188226

弁理士 池田 俊達

(74) 代理人 100202223

弁理士 軸見 可奈子

(72) 発明者 山室 雅義

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番1
3号 株式会社サンセイアールアンドディ
内

最終頁に続く

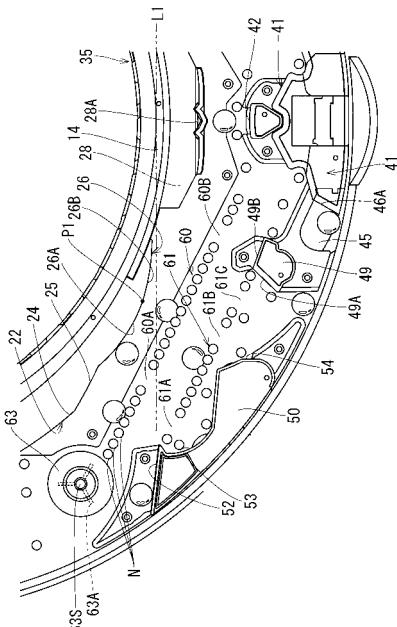
(54) 【発明の名称】遊技機

(57) 【要約】

【課題】アウトロに入球する遊技球の動作のバリエーションが多く、趣向性が高い遊技機を提供する。

【解決手段】本発明の遊技機では、アウトロとして、遊技領域R 1 の最下部近傍のアウトロ 4 4 , 4 5 等以外に、左サイド役物 5 0 にもアウトロ 5 6 が設けられているので、遊技球が遊技領域R 1 の最下端部に到達する前に、突然、アウトロ 5 6 に入球して遊技領域R 1 から消えるという動作が加わり、アウトロに入球する遊技球の動作のバリエーションが従来より多くなる。しかも、左サイド役物 5 0 には第1入賞口 5 7 も設けられているので、アウトロ 5 6 に入球しそうになった遊技球が第1入賞口 5 7 に入賞して特典を得られることもあり、緊張感と安堵感とを遊技者に付与して趣向性が高い遊技を楽しむことができる。

【選択図】図9



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

遊技球が流下可能な遊技領域を前面に備えた遊技板と、
 前記遊技板の前面から突出し、前記遊技領域を包囲する領域包囲壁と、
 前記領域包囲壁の左上部に形成され、遊技球を前記遊技領域に進入させるための進入口と、
 前記領域包囲壁の左側の内側面に隣接配置されて、前記領域包囲壁伝いに流下してくる遊技球がそのまま最下部まで流下することを禁止するサイド役物突部と、

前記サイド役物突部の側面に開口し、前記遊技領域を流下する遊技球を受け入れて前記遊技者に特典を付与するサイド入賞口とを備え、

前記領域包囲壁のうち前記進入口に位置する端部を進入端部とし、

前記サイド入賞口の開口縁のうち前記進入端部から離れた側の第1開口縁に連なりかつその第1開口縁より上方に位置しあつ遊技球の直径以上の空隙を有しない第1拡張部材を備えている場合には、その第1拡張部材のうち前記第1開口縁から最も離れた端部を第1特別端部とする一方、前記第1拡張部材を備えていない場合には、前記第1開口縁を第1特別端部とし、

前記サイド入賞口の開口縁のうち前記進入端部に近い側の第2開口縁に連なりかつ前記サイドアウト口における前記サイド入賞口側の開口縁より上方に位置しあつ遊技球の直径以上の空隙を有しない第2拡張部材を備えている場合には、その第2拡張部材のうち前記第2開口縁から最も離れた端部を第2特別端部とし、前記第2拡張部材を備えていない場合には、前記サイドアウト口における前記サイド入賞口側の開口縁を第2特別端部とし、

前記進入端部と前記第1特別端部とを結ぶ線分を領域境界線分とすると、

前記遊技領域のうち前記領域境界線分と前記領域包囲壁と前記サイド役物突部とに囲まれた特別領域に臨んで開口し、前記特別領域を流下する遊技球を受け入れて前記遊技者に特典は付与しないサイドアウト口が前記サイド入賞口と共に前記サイド役物突部の側面に備えられ、

前記第1特別端部と前記第2特別端部との間が、前記サイド入賞口への入賞入口になっていることを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記第2特別端部と前記第1特別端部とを結ぶ入賞境界線分は、13mm以下であるあるいは、55mmを超える135mm以下であると共に前記サイド入賞口を開閉する開閉扉を備えていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項 3】

前記サイド入賞口の開口部と前記サイドアウト口の開口部とがV字或いはU字の2辺に沿うように配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項 4】

前記サイド入賞口の開口部と前記サイドアウト口の開口部とが、逆V字或いは逆U字の2辺に沿うように配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項 5】

前記サイド入賞口の開口部と前記サイドアウト口の開口部とが平行又は面一に配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項 6】

前記サイドアウト口及び前記サイド入賞口は、前記サイド役物突部の側面に開口しあつ隣り合わせに配置されていることを特徴とする請求項1乃至5の何れか1の請求項に記載の遊技機。

【請求項 7】

前記サイド役物突部の側面には、
 前記サイド役物突部の上端に位置して、横方向の一端が前記領域包囲壁に隣接し、他端に向かって下るように傾斜した上端傾斜部と、
 前記上端傾斜部の前記他端の隣で湾曲して前記上端傾斜部より下方に位置する側面湾曲

10

20

30

40

50

部とが備えられ、

前記側面湾曲部に前記サイドアウト口及び前記サイド入賞口が配置されていることを特徴とする請求項 6 に記載の遊技機。

【請求項 8】

前記遊技板の前面から起立した複数の釘を、前記側面湾曲部の上方でかつ前記上端傾斜部の斜め下方となる位置から前記遊技領域の横方向中央側に向かって下るように並べてなる延長釘道と、

前記延長釘道を構成する釘同士又は前記釘と前記上端傾斜部とが遊技球 1 個以上、1 . 5 個未満の大きさで離間してなる転落部と、が備えられ、

前記拡張部材の少なくとも一部が前記延長釘道の少なくとも一部によって構成されてい 10
ることを特徴とする請求項 7 に記載の遊技機。

【請求項 9】

前記サイドアウト口は、前記転落部の真下となる位置より前記遊技領域の横方向中央から離れる側に配置される一方、前記サイド入賞口は、前記転落部の真下となる位置より前記遊技領域の横方向中央側に配置されていることを特徴とする請求項 8 に記載の遊技機。

【請求項 10】

前記側面湾曲部内への遊技球の流入部が、前記転落部を除いて前記延長釘道により閉塞されていることを特徴とする請求項 8 又は 9 に記載の遊技機。

【請求項 11】

前記延長釘道は、前記サイド役物突部より前記遊技領域の横方向中央側に延ばされると共に、前記サイド役物突部から離れた位置にも前記転落部が備えられていることを特徴とする請求項 8 乃至 10 の何れか 1 の請求項に記載の遊技機。 20

【請求項 12】

前記サイド役物突部より前記遊技領域の横方向中央側に離れた位置に前記遊技板の前面から突出した役物突部を設け、前記役物突部の側面における一部に前記サイド役物突部側の斜め上方を向いて開口した前記入賞口としての中間入賞口が備えられたことを特徴とする請求項 1 乃至 11 に記載の遊技機。

【請求項 13】

前記中間入賞口は前記延長釘道の下方となる位置に設けられたことを特徴とする請求項 12 に記載の遊技機。 30

【請求項 14】

前記中間入賞口は、前記役物突部の側面の他の部分が、前記延長釘道上の遊技球の転動面の一部に組み込まれている請求項 12 又は 13 に記載の遊技機。

【請求項 15】

前記遊技領域には、前記遊技板の前面から突出した釘と、前記釘を遊技球の直径以上の空隙を空けずに複数並べてなる釘壁とが複数備えられ、前記第 1 拡張部材の少なくとも一部が前記釘又は前記釘壁で構成されている請求項 1 乃至 14 の何れか 1 の請求項に記載の遊技機。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、遊技領域を包囲する領域包囲壁により、遊技球が、遊技領域の最下部近傍に配置されたアウトロへと案内される遊技機に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、この種の遊技機では、遊技領域の側部を流下し、その側部の下方で領域包囲壁に到達した遊技球は、領域包囲壁によって遊技領域の最下端部のアウトロまで案内される構造になっている（例えば、特許文献 1 参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

10

20

30

40

50

【0003】

【特許文献1】特開2011-136265号公報(図4)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上記した従来の遊技機では、遊技領域に配置する遊技部材の大型化に伴いその他の入賞口を有する入賞部材等の配置の制約が多くなってきた。

【0005】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたもので、入賞部材の効率的な配置を可能とした遊技機の提供を目的とする。

10

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明は、遊技球が流下可能な遊技領域を前面に備えた遊技板と、前記遊技板の前面から突出し、前記遊技領域を包囲する領域包囲壁と、前記領域包囲壁の左上部に形成され、遊技球を前記遊技領域に進入させるための進入口と、前記領域包囲壁の左側の内側面に隣接配置されて、前記領域包囲壁伝いに流下してくる遊技球がそのまま最下部まで流下することを禁止するサイド役物突部と、前記サイド役物突部の側面に開口し、前記遊技領域を流下する遊技球を受け入れて前記遊技者に特典を付与するサイド入賞口とを備え、前記領域包囲壁のうち前記進入口に位置する端部を進入端部とし、前記サイド入賞口の開口縁のうち前記進入端部から離れた側の第1開口縁に連なりかつその第1開口縁より上方に位置しあつ遊技球の直径以上の空隙を有しない第1拡張部材を備えている場合には、その第1拡張部材のうち前記第1開口縁から最も離れた端部を第1特別端部とする一方、前記第1拡張部材を備えていない場合には、前記第1開口縁を第1特別端部とし、前記サイド入賞口の開口縁のうち前記進入端部に近い側の第2開口縁に連なりかつ前記サイドアウト口における前記サイド入賞口側の開口縁より上方に位置しあつ遊技球の直径以上の空隙を有しない第2拡張部材を備えている場合には、その第2拡張部材のうち前記第2開口縁から最も離れた端部を第2特別端部とし、前記第2拡張部材を備えていない場合には、前記サイドアウト口における前記サイド入賞口側の開口縁を第2特別端部とし、前記進入端部と前記第1特別端部とを結ぶ線分を領域境界線分とすると、前記遊技領域のうち前記領域境界線分と前記領域包囲壁と前記サイド役物突部とに囲まれた特別領域に臨んで開口し、前記特別領域を流下する遊技球を受け入れて前記遊技者に特典は付与しないサイドアウト口が前記サイド入賞口と共に前記サイド役物突部の側面に備えられ、前記第1特別端部と前記第2特別端部の間が、前記サイド入賞口への入賞入口になっていることを特徴とする遊技機である。

20

【0007】

このように本発明の遊技機では、遊技領域を包囲する領域包囲壁のうち最下部から離れた左側の内側面に隣接配置されたサイド役物突部により、領域包囲壁伝いに流下してくる遊技球がそのまま最下部まで流下することが禁止される。そして、アウト口として、遊技領域の最下部近傍のアウト口以外に、サイド役物突部にサイドアウト口が設けられているので、遊技球が遊技領域の最下端部に到達する前に球詰まりする可能性を抑制しながらサイド入賞口を有するサイド役物突部を効率よく配置することが可能となる。また、遊技球が遊技領域の最下端部に到達する前に、突然、サイドアウト口に入球して遊技領域から消えるという動作が加わり、アウト口に入球する遊技球の動作のバリエーションが従来よりも多くなる。しかも、サイド役物突部には、サイド入賞口も設けられているので、サイドアウト口に入球しそうになった遊技球がサイド入賞口に入賞して特典を得られることもあり、緊張感と安堵感とを遊技者に付与して趣向性が高い遊技を楽しむことができる。

30

【0008】

請求項2の発明は、前記第2特別端部と前記第1特別端部とを結ぶ入賞境界線分は、13mm以下である或いは55mmを超え135mm以下であると共に前記サイド入賞口を開閉する開閉扉を備えていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機である。この構成

40

50

によれば、サイド入賞口を、パチンコ遊技機における、所謂、普通入賞口として利用する或いは所謂、大入賞口として利用することが可能となる。

【0009】

請求項3の発明は、前記サイド入賞口の開口部と前記サイドアウト口の開口部とがV字或いはU字の2辺に沿うように配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機である。

【0010】

請求項4の発明は、前記サイド入賞口の開口部と前記サイドアウト口の開口部とが、逆V字或いは逆U字の2辺に沿うように配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機である。

10

【0011】

請求項5の発明は、前記サイド入賞口の開口部と前記サイドアウト口の開口部とが平行又は面一に配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機である。

【0012】

請求項6の発明は、前記サイドアウト口及び前記サイド入賞口は、前記サイド役物突部の側面に開口しつゝ隣り合わせに配置されていることを特徴とする請求項1乃至5の何れか1の請求項に記載の遊技機である。

【0013】

請求項7の発明は、前記サイド役物突部の側面には、前記サイド役物突部の上端に位置して、横方向の一端が前記領域包囲壁に隣接し、他端に向かって下るように傾斜した上端傾斜部と、前記上端傾斜部の前記他端の隣で湾曲して前記上端傾斜部より下方に位置する側面湾曲部とが備えられ、前記側面湾曲部に前記サイドアウト口及び前記サイド入賞口が配置されていることを特徴とする請求項6に記載の遊技機である。

20

【0014】

この構成によれば、サイド役物突部の上端傾斜部を遊技球が転動すると、サイドアウト口及びサイド入賞口に入球し易くなり、上端傾斜部からサイドアウト口又はサイド入賞口に遊技球が入球する動作を楽しむことが可能となる。また、遊技球がサイドアウト口とサイド入賞口との何れかに入球するかが直前まで分からず、趣向性が高まる。

【0015】

請求項8の発明は、前記遊技板の前面から起立した複数の釘を、前記側面湾曲部の上方でかつ前記上端傾斜部の斜め下方となる位置から前記遊技領域の横方向中央側に向かって下るように並べてなる延長釘道と、前記延長釘道を構成する釘同士又は前記釘と前記上端傾斜部とが遊技球1個以上、1.5個未満の大きさで離間してなる転落部と、が備えられ、前記拡張部材の少なくとも一部が前記延長釘道の少なくとも一部によって構成されていることを特徴とする請求項7に記載の遊技機である。

30

【0016】

この構成によれば、遊技球が延長釘道の転落部から落下してサイドアウト口に入球するか、延長釘道を終端まで転動して中央アウト口に入球する場合があり、アウト口に入球する遊技球の動作のバリエーションを増やすことが可能となる。

【0017】

請求項9の発明は、前記サイドアウト口は、前記転落部の真下となる位置より前記遊技領域の横方向中央から離れる側に配置される一方、前記サイド入賞口は、前記転落部の真下となる位置より前記遊技領域の横方向中央側に配置されていることを特徴とする請求項8に記載の遊技機である。これにより、転落部から真下に落下した遊技球が、サイドアウト口かサイド入賞口かにランダムに分かれて入球し、趣向性を高めることが可能となる。

40

【0018】

請求項10の発明は、前記側面湾曲部内への遊技球の流入部が、前記転落部を除いて前記延長釘道により閉塞されていることを特徴とする請求項8又は9に記載の遊技機である。この構成により、転落部から転落した遊技球は、サイドアウト口かサイド入賞口かの何れかに必ず入球することが可能となる。

50

【0019】

請求項11の発明は、前記延長釘道は、前記サイド役物突部より前記遊技領域の横方向中央側に延ばされると共に、前記サイド役物突部から離れた位置にも前記転落部が備えられていることを特徴とする請求項8乃至10の何れか1の請求項に記載の遊技機である。この構成によれば、遊技領域の下部中央側に向かう遊技球の動作のバリエーションを増やすことが可能となる。

【0020】

請求項12の発明は、前記サイド役物突部より前記遊技領域の横方向中央側に離れた位置に前記遊技板の前面から突出した役物突部を設け、前記役物突部の側面における一部に前記サイド役物突部側の斜め上方を向いて開口した前記入賞口としての中間入賞口が備えられたことを特徴とする請求項1乃至11の何れか1の請求項に記載の遊技機である。この構成によれば、サイド役物突部から離れた位置の転落部から転落した遊技球が、中間入賞口に入賞することが可能となる。

10

【0021】

請求項13の発明は、前記中間入賞口は前記延長釘道の下方となる位置に設けられたことを特徴とする請求項12に記載の遊技機である。

【0022】

請求項14の発明は、前記役物突部の側面の他の部分が、前記延長釘道上の遊技球の転動面の一部に組み込まれていることを特徴とする請求項12又は13に記載の遊技機である。この構成によれば、役物突部の有効利用を図ることが可能となる。

20

【0023】

請求項15の発明は、前記遊技領域には、前記遊技板の前面から突出した釘と、前記釘を遊技球の直径以上の空隙を空けずに複数並べてなる釘壁とが複数備えられ、前記第1拡張部材の少なくとも一部が前記釘又は前記釘壁で構成されている請求項1乃至14の何れか1の請求項に記載の遊技機である。この構成では、釘又は釘壁によってサイド入賞口の実質的な開口幅を特定することが可能となる。

【発明の効果】

【0024】

サイド入賞口を有するサイド役物突部を効率よく配置することが可能となる。

30

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】本発明の一実施形態に係る遊技板の正面図

【図2】遊技板の斜視図

【図3】遊技板の斜視図

【図4】表示枠体の斜視図

【図5】表示枠体の一部拡大の斜視図

【図6】遊技領域の下部の斜視図

【図7】遊技領域の下部及び左側部の斜視図

【図8】左サイド役物の斜視図

【図9】遊技領域の下部における左側部分の正面図

40

【図10】遊技領域の下部における左側部分の正面図

【図11】役物突部の正面図

【図12】遊技領域の左側部の正面図

【発明を実施するための形態】

【0026】

以下、本発明を適用したパチンコ遊技機（本発明の「遊技機」に相当し、以下、単に「遊技機」という。）に係る一実施形態を、図1～図9に基づいて説明する。図1には、遊技機の遊技板11が示されている。遊技板11は、前側から見ると、四角形の上側両角部を斜めにカットした形状をなし、例えば、透明な樹脂で構成されている。以下、遊技板11を前側から見たときの「右」及び「左」を、単に「右」及び「左」ということとして説

50

明を続ける。

【0027】

遊技板11の縦横の長さは略同一（正確には、若干縦長）になっていて、遊技板11の中央には表示窓12が形成されている。表示窓12は、遊技板11の縦横の長さの半分程度の直径の円における右上の略1/4円弧を全体的に僅かに内側に凹ませて蛇行させた形状をなしている。なお、その蛇行部分は、上側部分が表示窓12の外側に膨らむ一方、下側部分が表示窓12の内側に膨らんだ形状をなしている。

【0028】

図2に示すように、遊技板11の前面のうち表示窓12の開口縁からは役物包囲壁14が起立している。また、遊技板11の前面には、役物包囲壁14を包囲するように領域包囲壁30が備えられ、領域包囲壁30の内側全体が本発明に係る遊技領域R1になっている。

10

【0029】

具体的には、遊技領域R1に遊技球を打ち込むための円弧状の第1ガイドレール31が、遊技板11の下辺部の左寄り位置から、左辺部の中央位置と、上部の横方向中央位置とを通って、右側部の上寄り位置まで延びている。また、第1ガイドレール31に対し、進入通路R2を挟んで右側から対向するように第2ガイドレール32が設けられ、その第2ガイドレール32は、遊技板11の下辺部において第1ガイドレール31より右側にずれた位置から左上方に直線上に延び、途中から第1ガイドレール31に沿った円弧状に湾曲して遊技板11の左側部の上寄り位置まで延びている。

20

【0030】

また、第2ガイドレール32の上端から下端寄り位置の円弧形状部分の内側には、第3ガイドレール33の一部が重ねられている（第2ガイドレール32と第3ガイドレール33の少なくとも一部は一体的に構成されている）。第3ガイドレール33の一端は、遊技板11の左側上部において第2ガイドレール32の上端部に重ねられ、第3ガイドレール33の他端部は、遊技板11の右側部において第1ガイドレール31の終端部に隣接配置されている。そして、この第3ガイドレール33と後述する可撓片34と第1ガイドレール31のうち進入口R3より上側部分とによって、前記した領域包囲壁30が構成されている。

30

【0031】

第2ガイドレール32の上端部と第1ガイドレール31との間は、遊技領域R1に対する遊技球の進入口R3をなし、第2ガイドレール32の先端部から張り出した可撓片34（図1参照）によって閉塞されている。そして、遊技機の前面に備えた図示しないハンドルを遊技者が操作する操作量に応じた強度で遊技球が発射されて進入通路R2を上昇し、可撓片34を変形させて遊技領域R1に進入する。また、可撓片34により、遊技球が遊技領域R1から進入通路R2に逆流することが規制されている。

30

【0032】

図1に示すように、第3ガイドレール33の左側部分の下側は、遊技板11の左側下部で第2ガイドレール32と重なっている状態から、第2ガイドレール32から徐々に離れて遊技板11の横方向の中央に向かって下っている。一方、第3ガイドレール33の右側部分は、第1ガイドレール31の端部から右下に延びてから遊技板11の右側部の下寄り位置で左側に曲がり、遊技板11の横方向の中央に向かって下っている。また、第3ガイドレール33の下部は、その横方向の中央部を除いた全体が連続した円弧状をなして緩やかに湾曲していると共に、その曲率に比べて大きな曲率で横方向の中央部が下方に膨出するように湾曲して中央取込部33Aになっている。

40

【0033】

遊技領域R1には、複数の役物が備えられている。それら役物の1つであるセンター役物35の一部が、前述した役物包囲壁14になっている。詳細には、遊技板11には、表示窓12より僅かに大きな図示しない枠体取付孔が貫通形成されていて、そこに図4に示した表示枠体13が取り付けられている。表示枠体13は、枠体取付孔に嵌合される嵌合

50

部 13 A の前端部から側方に枠フランジ 15 が複数箇所で張り出すと共に、その枠フランジ 15 より前方に役物包囲壁 14 が突出した構造をなしている。そして、図 2 及び図 3 に示すように、枠フランジ 15 は、遊技板 11 の前面に敷設されて、取付孔 15 A に通したビス（図示せず）にて遊技板 11 に固定されている。

【 0 0 3 4 】

遊技板 11 の後面には、表示窓 12 を囲むように図示しない後方枠体が固定され、その後方枠体の後部に取り付けられた図示しない表示装置の表示画面が表示窓 12 を通して前方から視認可能になっている。また、後方枠体の内側かつ表示画面の前方には、図示しない可動演出部材が組み付けられている。そして、遊技の進行状況に応じて所定の演出画像が表示画面に表示されると共に、可動演出部材が表示画面の前側で所定の動作を行う。

10

【 0 0 3 5 】

図 4 に示すように、役物包囲壁 14 は、略均一の厚さで環状をなした環状壁 14 A の外側に、以下の上側枠外突部 18、流下樋 16、第 1 始動ゲート 17 等を備えた構造になっている。環状壁 14 A の内面は、表示窓 12 の形状で説明したように、右上の略 1 / 4 円を除いた全体が円形（曲面）をなしている。また、環状壁 14 A の内面は、左下部分と後述する三角突起 20 とを除き、滑らかになっている。さらに、環状壁 14 A は、複数に分割されている。

【 0 0 3 6 】

上側枠外突部 18 は、表示枠体 13 における環状壁 14 A の最上部の左隣に配置され、三角形の山形をなしてその両裾部が環状壁 14 A に接続された山形壁 18 B と、山形壁 18 B と環状壁 14 A との間の壁間空間を前方から覆った前面カバー壁 18 C とからなる。なお、図 3 に示すように、役物包囲壁 14 のうち上側枠外突部 18 より右側部分と第 1 ガイドレール 31 との間は、遊技球が 1 つだけ通過可能な幅をなした上部通路 R4 になっている。

20

【 0 0 3 7 】

図 4 に示すように、流下樋 16 は、表示枠体 13 の右側部に配置され、環状壁 14 A に外側から対向する対向壁 16 B と、その対向壁 16 B と環状壁 14 A とに挟まれた流下路 16 A を前方から覆う前面カバー壁 16 C とからなる。そして、図 3 に示すように、対向壁 16 B が第 3 ガイドレール 33 に隣接配置され、上部通路 R4 を通って役物包囲壁 14 の右側を流下する遊技球は必ず流下樋 16 内を通過する。また、流下樋 16 の出口近傍には、上側枠外突部 18 と同様の構造の右側枠外突部 19 が環状壁 14 A から突出している。

30

【 0 0 3 8 】

第 1 始動ゲート 17 は、表示枠体 13 における左側部分の上下方向の中央に配置され、図 5 に示すように、環状壁 14 A に水平方向で対向する対向壁 17 B の前端部と環状壁 14 A の前端部との間を前面カバー壁 17 C で連絡した門形構造をなし、内側に検出スイッチ 17 S が組み込まれている。そして、第 1 始動ゲート 17 を通過した遊技球が検出スイッチ 17 S にて検出されるようになっている。また、第 1 始動ゲート 17 の上隣と下隣には、左側枠外突部 21, 21 が備えられている。左側枠外突部 21 は、山形壁 21 B と前面カバー壁 21 C とからなり、山形壁 21 B が異形山形状である以外は、上側枠外突部 18 と同じ構造をなしている。

40

【 0 0 3 9 】

なお、図 4 に示すように、役物包囲壁 14 の右下部分における右側枠外突部 19 の下方の 2 箇所と、左上部分の左側枠外突部 21 の上側隣の 1 箇所とには、環状壁 14 A を部分的に外側に屈曲させてなる三角突起 20 が形成されている。

【 0 0 4 0 】

図 5 に示すように、環状壁 14 A のうち下側の左側枠外突部 21 の下端部から環状壁 14 A の最下端寄り位置に亘る範囲は、外側から外側付加壁 22 によって覆われている。外側付加壁 22 の下端部は、環状壁 14 A に接続され、外側付加壁 22 の上端部と環状壁 14 A との間は、遊技球が 1 つずつ通過可能な間隔が開いている。そして、外側付加壁 22

50

と環状壁 14Aとの間の壁間空間 23Aが、前面カバー壁 23により前方から覆われると共に、枠フランジ 15により後方から覆われている。また、外側付加壁 22の上端部における壁間空間 23Aへの進入部は、通過入口（以下ワープ入口）23Kになっている。

【0041】

外側付加壁 22のうち上端部から中央寄り位置までは環状壁 14Aと略平行に延びた外対向部 24になっている。また、外側付加壁 22の下端部から中央寄り位置までは、下方に向かって膨出した円弧形状の跳上規制突部 26になっている。さらに、外側付加壁 22の中央部は、外対向部 24の下端と跳上規制突部 26の上端との間を連絡し、跳上規制突部 26側に向かって徐々に環状壁 14Aに接近する絞り部 25になっている。また、枠フランジ 15には、絞り部 25と環状壁 14Aとに挟まれた部分に、図示しない貫通孔が形成されると共に、前面カバー壁 23のうち貫通孔との対向部分には、壁間空間 23Aを流下してきた遊技球を貫通孔へと誘導する図示しない誘導リブが形成されている。

【0042】

図 4 に示すように、前述した嵌合部 13Aのうち表示枠体 13の左下部は、遊技球が 1 つずつ流下可能な内部樋 27 になっている。その内部樋 27 の下端部は、役物包囲壁 14 の最下部下方において枠フランジ 15 に開口した通過出口（以下ワープ出口）28 になっている。そして、ワープ入口 23K からワープ出口 28 までの間がワープ流下路になっている。また、ワープ出口 28 は、横長の四角形になっていて、その横方向の中央にガイド溝 28A が備えられている。そして、ワープ流下路を通過した遊技球の大部分がガイド溝 28A を通って排出される。

【0043】

なお、図 5 に示すように、外対向部 24 には、壁間空間 23A 側に突出した複数の突部 24A が形成されると共に、図 4 に示すように環状壁 14A にも壁間空間 23A 側に突出した複数の突部 14B が形成されると共に、内部樋 27 にも複数の突部 27A が形成されて、ワープ流下路内における遊技球の流下速度が抑えられるようになっている。また、ワープ出口 28 の右側部には、役物包囲壁 14 から防護壁 29 が垂下されている。

【0044】

図 1 に示すように、遊技領域 R1 のうちセンター役物 35 の右下には、V 確入賞装置 36、右サイド役物 37、第 2 始動ゲート 38 及び大入賞装置 39 等の役物が設けられている。図 3 に示すように、V 確入賞装置 36 は、流下樋 16 の下方で遊技板 11 の前面から突出して第 3 ガイドレール 33 に隣接し、回動扉 36B によって開閉される V 確入賞口 36A を備えた入賞装置となっている。右サイド役物 37 は、V 確入賞装置 36 の下方で遊技板 11 の前面から突出して第 3 ガイドレール 33 に隣接し、アウトロ 37A と普通入賞口 37B とを上下に並べて備えている。第 2 始動ゲート 38 は、右サイド役物 37 の左横に配置され、門形構造をなして第 1 始動ゲート 17 と同様に検出スイッチ 38A を内部に備えている。大入賞装置 39 は、第 2 始動ゲート 38 の下方に配置され、横長の長方形の大入賞口 39A を有し、その大入賞口 39A が回動扉 39B にて開閉されるようになっている。

【0045】

図 1 に示すように、遊技領域 R1 の下部中央には、下部中央役物 41 が設けられている。図 6 に示すように、下部中央役物 41 は、第 1 始動入賞口 42 と第 2 始動入賞口 43 とを上下に並べて備えている。第 1 始動入賞口 42 は、遊技板 11 の前面から突出して上面が開口したポケット構造をなし、ワープ出口 28 におけるガイド溝 28A の真下に配置されている。第 2 始動入賞口 43 は、遊技板 11 の前面に開口すると共に、回動扉 43A を備え、第 1 始動入賞口 42 に真下に位置している。回動扉 43A は、下端部を中心に回動して第 2 始動入賞口 43 を閉塞する起立姿勢と、第 2 始動入賞口 43 を開放して遊技球を第 2 始動入賞口 43 に案内する傾斜姿勢とに切り替わる。

【0046】

第 2 始動入賞口 43 の真下には、図示しないアウトロが備えられ、そのアウトロの両側には図示しない 1 対の縦リブ 46D, 46D が設けられている。縦リブ 46D, 46D の

上端部は、第2始動入賞口43の上下方向の中間に位置し、それら縦リブ46D, 46Dの上端部から両側方に山形ガイド壁46C, 46Cが伸びている。各山形ガイド壁46Cは横方向の中間部分に稜線を有する山形状をなしている。また、山形ガイド壁46C, 46Cのうち第2始動入賞口43から離れた側の端部の下方には、遊技球の進入を規制する規制壁46A, 46Aが備えられている。さらに、下部中央役物41には、第2始動入賞口43より右側の規制壁46Aに対して右側方から対向する外対向壁46Eが備えられ、それら対向する外対向壁46Eと規制壁46Aとの間の上端開口がアウトロ44になっている。

【0047】

なお、下部中央役物41の右横には、センター役物35の右側の領域を通過して下部まで到達した遊技球を、下部中央役物41におけるアウトロ44の上方に向けて案内する傾斜レール40が備えられている。10

【0048】

図9に示すように、下部中央役物41の左横には、アウトロ45が設けられている。そして、このアウトロ45と前述したアウトロ44と第2始動入賞口43の下方の図示しないアウトロとが、本発明に係る「中央アウトロ」になっている。アウトロ45は、遊技板11の前面における下端部に開口していて、下部中央役物41における左端の規制壁46Aと隣り合わせに配置されている。また、アウトロ45の左上方には、普通入賞装置49が備えられている。図6に示すように、普通入賞装置49は、遊技板11の前面から突出し、左斜め上方に向かって開口した入賞口49A(本発明の「中間入賞口」に相当する)を有する。また、普通入賞装置49の上部には、右下に向かって下るように傾斜した上部傾斜面49Bが備えられている。なお、普通入賞装置49のうち遊技板11の前面から突出した部分が、本発明に係る「役物突部」に相当する。20

【0049】

図9に示すように遊技領域R1の下部の左側には、領域包囲壁30に隣接させて左サイド役物50が設けられている。図7に示すように左サイド役物50は、遊技板11の前面から突出しあつ第3ガイドレール33の左側部に隣接したサイド役物突部51の側面(突出方向に対する側部側(側部周り))にアウトロ56と第1及び第2の入賞口57, 58とを備えた構造をなしている。また、この左サイド役物50のアウトロ56と前述の右サイド役物37のアウトロ37Aとが、本発明に係る「サイドアウトロ」に相当し、左サイド役物50の第1及び第2の入賞口57, 58と、右サイド役物37の普通入賞口37Bとが、本発明に係る「サイド入賞口」に相当する。詳細には、サイド役物突部51の側面には、サイド役物突部51の上端に位置して、横方向の左端部が第3ガイドレール33に隣接し、右側に向かって下るように傾斜した上端傾斜部52と、上端傾斜部52の右側下方で湾曲しあつ途中から右端部までが水平になった側面湾曲部53と、側面湾曲部53の右側端部から下方に屈曲した中央向側部54とが備えられている。また、サイド役物突部51の前面は全体が前面カバー55によって覆われている。30

【0050】

図8に示すように、アウトロ56は、側面湾曲部53のうち上端傾斜部52の端部から垂下された部分の下端部に開口して斜め上方を向いている。また、第1入賞口57は、側面湾曲部53のうち水平になった部分におけるアウトロ56寄りの位置に開口して上方を向いている。つまり、アウトロ56の開口面(本発明の「開口部」に相当する)と第1入賞口57の開口面(本発明の「開口部」に相当する)とは、V字或はU字の2辺に(下端部から左右に分かれて)沿うように配置されている。さらには、第2入賞口58は、側面湾曲部53の端部から中央向側部54の下端寄り位置に亘る範囲に開口して斜め上方を向いている。なお、サイド役物突部51のうちアウトロ56と第1入賞口57と区画する部分の上端部は、円弧面53Aになっている。また、本実施例ではアウトロ56の開口面と第1入賞口57の開口面は、V字或はU字の2辺に(下端部から左右に分かれて)沿うように配置されているが、逆V字或いは逆U字の2辺に沿うように配置してもよく、平行又は面一に配置してもよい。40

【0051】

図1に示すように、遊技領域R1には、複数の釘Nが分散配置されている。釘Nは、金属製であって、図7に示すように断面円形のシャフト部N1の一端にシャフト部N1より大径のヘッド部N2を備えた形状をなしている。また、図1に示すように、複数の釘Nのうち一部の釘Nは、一列に並んで釘道を構成している。具体的には、センター役物35の左側方には、第3ガイドレール33側（隣接する位置）からワープ入口23Kに向かって下るように傾斜したワープ案内釘道64が備えられ、そのワープ案内釘道64より遊技球1～2個分離れた下方には、同じく第3ガイドレール33側（隣接する位置）からワープ入口23Kの下端部に向かって下るように傾斜した風車案内釘道65が備えられている。また、これらワープ案内釘道64及び風車案内釘道65には、それらを構成する釘N同士が遊技球1個分の間隔を明けて離れた転落部が複数備えられ、一部の遊技球は、転落部を通って下方に流下する。

10

【0052】

風車案内釘道65の下端先方には風車63が設けられ、その風車63の回転中心の右下となる位置から下部中央役物41の左上近傍位置に亘って第1下部釘道60が直線状に延びている。図9に示すように、風車63は、遊技板11の前面から突出したシャフト63Sに回転可能に支持されると共に、回転中心から径方向に張り出して遊技球を受ける複数の回動片63Aを備えている。そして、風車案内釘道65（図1参照）上を流下してきた遊技球が、風車63のうち回転中心より右側に位置する回動片に当接して風車63が右回りに回転し、その遊技球がほとんど第1下部釘道60上へと案内される。

20

【0053】

第1下部釘道60は、直線状に延び、右下がりに傾斜している。また、第1下部釘道60は、表示枠体13における枠フランジ15の縁部に隣接配置され、その枠フランジ15の縁部と第1下部釘道60が延びる方向とが略平行になっている。さらには、第1下部釘道60は、役物包囲壁14の内面の最下端位置を通過する水平線L1（図9参照）と交差するように配置されている。

20

【0054】

また、第1下部釘道60は、上方から役物包囲壁14の外側付加壁22が対向していて、その外側付加壁22における跳上規制突部26が第1下部釘道60に最も接近し、それらの間の最短距離は、遊技球1.5個分以上2個分未満になっている。詳細には、第1下部釘道60を構成する複数の釘Nのシャフト部N1（図7参照）に共通して上方から接する面と、跳上規制突部26との間の距離が、遊技球1.5個分以上2個分未満になっている。そして、跳上規制突部26のうち第1下部釘道60との最接近位置P1より左側部分のガイド斜面26Aと右側部分である退避斜面26Bとが、最接近位置P1から離れるに従って第1下部釘道60から遠ざかるように傾斜している。また、第1下部釘道60には、その第1下部釘道60を構成する釘N同士を、遊技球1個以上、1.5個未満の大きさ（より詳細には、遊技球が丁度1つ通過する大きさ）で離間させた転落部60A, 60Bが形成されている。そして、一方の転落部60Aは、第1下部釘道60のうちガイド斜面26Aにおける最接近位置P1から離れた側の端部の略対向する位置に配置され、他方の転落部60Bは、退避斜面26Bにおける最接近位置P1から離れた側の端部の真下となる位置に配置されている。

30

【0055】

第1下部釘道60の下方には、第1下部釘道60と平行に延びた第2下部釘道61が備えられている。第2下部釘道61は、本発明に係る「延長釘道」に相当し、左サイド役物50における上端傾斜部52の右下方から隣接する位置から下部中央役物41の左近傍位置に亘って直線状に延びている。また、第2下部釘道61には、第1下部釘道60の転落部60A, 60Bと同様の転落部61A（本発明の「流入部」に相当する），61B, 61C等が形成され、転落部61Aは第2下部釘道61の上端に位置し、転落部61B, 61Cは、左サイド役物50と普通入賞装置49との中間に位置している。また、第2下部釘道61と、左サイド役物50における側面湾曲部53と中央向側部54との境界部分と

40

50

の間は、遊技球 1 つ未満の大きさをなしている。これにより、転落部 6 1 A を通過した遊技球が必ず側面湾曲部 5 3 に配置されたアウトロ 5 6 又は第 1 入賞口 5 7 (図 7 参照) に入球する。また、普通入賞装置 4 9 の上部傾斜面 4 9 B は、第 2 下部釘道 6 1 の上面 (第 2 下部釘道 6 1 を構成する複数の釘 N のシャフト部 N 1 (図 7 参照) に共通して上方から接する面) と略面一に配置されている。これにより、普通入賞装置 4 9 の上部傾斜面 4 9 B が第 2 下部釘道 6 1 の一部としても利用でき、普通入賞装置 4 9 の有効利用が図られる。

【 0 0 5 6 】

本実施形態の遊技機が有する遊技板 1 1 の構造に関する説明は以上である。次に、この遊技板 1 1 を利用した遊技内容について簡単に説明する。遊技球は、遊技者によるハンドルの操作量に応じた発射強度で遊技領域 R 1 に、順次、打ち込まれて、センター役物 3 5 に左側か右側を流下する。そして、その遊技球が第 1 又は第 2 の始動ゲート 1 7 , 3 8 を通過すると、所謂、普図当否判定が行われ、その当否判定結果が当りになると、第 2 始動入賞口 4 3 が所定期間だけ開く。また、遊技球が第 1 又は第 2 の始動入賞口 4 2 , 4 3 に入賞すると、所謂、特図当否判定が行われ、その当否判定結果が当りになると、V 確入賞装置 3 6 の回動扉 3 6 B が聞く動作か、大入賞口 3 9 A が聞く動作の何れかが複数回 (その 1 回を通常、1 ラウンドという) に亘って行う大当たり遊技が実施される。遊技者は、この大当たり遊技が実施されることを目指し、第 1 及び第 2 の始動ゲート 1 7 , 3 8 及び第 1 及び第 2 の始動入賞口 4 2 , 4 3 に遊技球が入賞することを願って遊技球を遊技領域 R 1 に打ち込む。

【 0 0 5 7 】

また、遊技板 1 1 における入賞口、即ち、図 7 に示した第 1 及び第 2 の入賞口 5 7 , 5 8 、及び、図 3 に示した第 1 及び第 2 の始動入賞口 4 2 , 4 3 、V 確入賞口 3 6 A 、普通入賞口 3 7 B 、大入賞口 3 9 A 、入賞口 4 9 A の何れかに遊技球が入球した場合 (即ち、入賞した場合) 、その遊技球は遊技板 1 1 の後側に取り込まれると共に、所定数の遊技球 (所謂、賞球) の払い出しという特典が遊技者に付与される。一方、遊技板 1 1 におけるアウトロ、即ち、図 3 及び図 7 に示したアウトロ 3 7 A , 4 4 , 4 5 , 5 6 と下部中央役物 4 1 の内部の図示しないアウトロの何れに遊技球が入球した場合は、特典は付与されずに遊技球が遊技板 1 1 の後側に取り込まれる。

【 0 0 5 8 】

本実施形態の遊技機の構成に関する説明は以上である。次に、この遊技機の作用効果について説明する。複数の遊技球がセンター役物 3 5 の左側を流下すると、それら遊技球のうちの一部の遊技球は、図 1 に示した風車案内釘道 6 5 に案内されて第 1 下部釘道 6 0 に到達し、その第 1 下部釘道 6 0 上を転動して下部中央役物 4 1 に向かう。このとき、図 9 に示すように、遊技球が第 1 下部釘道 6 0 上で弾みながら転動することがある。

【 0 0 5 9 】

詳細には、本実施形態のセンター役物 3 5 の役物包囲壁 1 4 は略円形になっているが、その役物包囲壁 1 4 の内側の図示しない表示画面は略四角形になっている。このため、四角形の役物包囲壁を有したセンター役物に比べ、本実施形態のように略円形の役物包囲壁 1 4 を有したセンター役物 3 5 は大きくなる。特に左右方向の中心部分において、センター役物 3 5 の下方に役物を配置しようとすると幅が少ないので配置の制約が大きくなる。そのため中心からズレた左右側の第 1 下部釘道 6 0 とセンター役物 3 5 との間は上方になるほど聞く構成になってしまふ。それ故、センター役物 3 5 の下方の第 1 下部釘道 6 0 と下部中央役物 4 1 の配置の関係上、第 1 下部釘道 6 0 上で遊技球が弾みすぎたりすることで、センター役物に当たったりして安定して下部中央役物に遊技球を案内する機能を果たさない場合があった。

【 0 0 6 0 】

これに対し、本実施形態の遊技機では、図 9 に示すように、第 1 下部釘道 6 0 に対向する跳上規制突部 2 6 が備えられ、その跳上規制突部 2 6 には、第 1 下部釘道 6 0 の下流側に向かうに従って徐々に接近するガイド斜面 2 6 A が備えられているので、遊技球の弾み

10

20

30

40

50

量が徐々に抑えられて安定する。そして、遊技球は、跳上規制突部 26 を通過してから安定した状態で第1下部釘道 60 によって下部中央役物 41 側に向けて案内されるため、下部中央役物 41への入賞率もある程度安定させることができるとなる。また、跳上規制突部 26 は、円弧状に膨出した形状になっているので、遊技球が跳上規制突部 26 をスムーズに通過する。さらには、第1下部釘道 60 には転落部 60A, 60B が形成されているが、それら転落部 60A, 60B は、第1下部釘道 60 のうち跳上規制突部 26 と最も接近した位置より上流側と下流側とに離して配置されているので跳上規制突部 26 による第1下部釘道 60 上の遊技球の安定化が転落部 60A, 60B によって妨げられることも少ない。さらに、跳上規制突部 26 付近は、下流側に向かうに従って第1下部釘道 60 とガイド斜面 26A とが徐々に接近するので、遊技球が詰まる虞があるが、上流側に転落部 60A を配置することにより一部の遊技球は転落部 60A から落下し、遊技球の詰まる虞は低減する。また、第1下部釘道 60 上の遊技球を安定させる跳上規制突部 26 を有した外側付加壁 22 によってワープ流下路が形成され、外側付加壁 22 の有効利用が図られる。

【0061】

さて、図1に示した風車案内釘道 65 の転落部から転落した遊技球は、第3ガイドレール 33 に案内されて下方に向かうことがある。これに対し、本実施形態の遊技機では、第3ガイドレール 33 のうち最下部から離れた部分（左右方向の中心からズレた位置）に左サイド役物 50 が隣接配置されているので、第3ガイドレール 33 伝いに流下してくる遊技球がそのまま最下部まで流下することがなくなり、左サイド役物 50 の上端傾斜部 52 に当接して、第3ガイドレール 33 から離れて遊技領域 R1 の下部中央側に向かう。そして、遊技球は、第2下部釘道 61 に移動して下部中央役物 41 側に向かう。その際、第2下部釘道 61 の上端の転落部 61A から遊技球が転落すると、その遊技球は、側面湾曲部 53 と第2下部釘道 61 とに挟まれた領域から出ることはなく、アウトロ 56 か第1入賞口 57 かの何れかに必ず入球する。また、それらアウトロ 56 と第1入賞口 57 とは、転落部 61A の真下となる位置に対して左側と右側とに分けて隣り合わせに配置されているので、転落部 61A から真下に落下した遊技球は、アウトロ 56 か第1入賞口 57 かにランダムに分かれて入球し、それらの何れかに入球するかは直前まで分からないので、趣向性が高い遊技を楽しめる。

【0062】

このように本実施形態の遊技機では、アウトロとして、遊技領域 R1 の最下部近傍のアウトロ 44, 45 等以外に、左サイド役物 50 にもアウトロ 56 が設けられているので、遊技球が遊技領域 R1 の最下端部に到達する前に、突然、アウトロ 56 に入球して遊技領域 R1 から消えるという動作が加わり、アウトロに入球する遊技球の動作のバリエーションが従来より多くなる。しかも、左サイド役物 50 には第1入賞口 57 も設けられているので、アウトロ 56 に入球しそうになった遊技球が第1入賞口 57 に入賞して特典を得られることもあり、緊張感と安堵感とを遊技者に付与して趣向性が高い遊技を楽しむことができる。また、遊技領域 R1 の右側にも左サイド役物 50 と同様にアウトロ 37A と普通入賞口 37B を隣り合わせに備えた右サイド役物 37 が設けられているので、遊技領域 R1 の右サイドと左サイドの両方で、アウトロに入球する遊技球の動作のバリエーションが増えて今までにない遊技を楽しむことができる。

【0063】

ところで、本実施形態の遊技機では、図10に示すように、左サイド役物 50 において第1入賞口 57 の左側にアウトロ 56 が設けられているが、第1入賞口 57 の左側にアウトロ 56 が設けられていない場合、第3ガイドレール 33 のうちサイド役物突部 51 より上側部分と可撓片 34 とが遊技球を第1入賞口 57 に導入するためのガイドとして機能し、過剰な量の遊技球が第1入賞口 57 に入球することが懸念される。

【0064】

詳細には、一般的に、遊技板の前面から突出した役物突部の側面に入賞口が開口していた場合、入賞口の実質的な入口は、入賞口の開口縁に連なり、遊技球を入賞口に案内し得る拡張部材によって特定されると考えることができる。その具体例として、図11(A)

10

20

30

40

50

～図11(D)には、遊技板の前面から突出した役物突部90の側面に入賞口91が開口し、その入賞口91の幅方向の両側の開口縁に、遊技球を入賞口91に案内し得る第1拡張部材92又は第2拡張部材93が連なっている例が示されている。

【0065】

図11(A)及び図11(C)に示すように、第1拡張部材92は、入賞口91の開口縁の幅方向の一端側の第1開口縁91Rに連なり、遊技球を入賞口91に案内するために、第1開口縁91Rより上方に位置しあつ遊技球の直径以上の空隙を有しない構造(遊技球を入賞口91に誘導可能な構成)をなしている。これと同様に、図11(A)及び図11(B)に示すように、第2拡張部材93は、入賞口91の開口縁うち幅方向の他端側の第2開口縁91Lに連なり、その第2開口縁91Lより上方に位置しあつ遊技球の直径以上の空隙を有しない構造(遊技球を入賞口91に誘導可能な構成)をなしている。10

【0066】

ここで、図11(A)及び図11(C)に示すように、第1拡張部材92を備えている場合には、その第1拡張部材92のうち第1開口縁91Rから最も離れた端部を第1特別端部P10とする一方、図11(B)及び図11(D)に示すように、第1拡張部材92を備えていない場合には、第1開口縁91Rを第1特別端部P10とし、図11(A)及び図11(B)に示すように第2拡張部材93を備えている場合には、その第2拡張部材93のうち第2開口縁91Lから最も離れた端部を第2特別端部P11とする一方、図11(C)及び図11(D)に示すように、第2拡張部材93を備えていない場合には、第2開口縁91Lを第2特別端部P11とすると、それら第1特別端部P10と第2特別端部P11との間が、入賞口91の実質的な入口91K(本発明の「入賞入口」に相当する)であると考えることができる。20

【0067】

これを本実施形態に当てはめると、図10に示すように、第1入賞口57の右側においては、第1入賞口57の右側開口縁の真上に位置する釘N10と、その釘N10の真上の釘N11と、その釘N11に左上2つの釘N12, N13との4つの釘N10～N13で構成された釘壁NW1が上記した「第1拡張部材」に相当(遊技球を第1入賞口57に導く誘導部の少なくとも一部として構成されている)し、その釘壁NW1における第1入賞口57の右側開口縁から最も離れた釘N13が、上記した「第1特別端部P10」に相当することになる。一方、第1入賞口57の左側においては、アウトロ56が設けられていないと仮定すると、サイド役物突部51の側壁のうち第1入賞口57と第3ガイドレール33との間に挟まれた部分と、サイド役物突部51より上方の第3ガイドレール33と可撓片34とが連なっていることから上記した「第2拡張部材」に相当し、図12に示すように、可撓片34の先端部が上記した「第2特別端部P11」に相当することになる。そして、第1特別端部P10と第2特別端部P11との間(図12の符号L2参照)が、第1入賞口57の実質的な入口となる。この実質的な入口L2の開口幅は、135mmより大きくなっており、第1入賞口57に過剰な量の遊技球が入賞するという考えになる。また、遊技規則上、135mmより大きい入賞口は、普通入賞口はもちろん大入賞口としても認められない。30

なお、「第1拡張部材」に相当する釘N10～N13のうち釘N11～N13は第2下部釘道61の一部を構成しているが、釘N11の下流側に連なっている釘は遊技球を第1入賞口57に誘導する役割がないため、第1拡張部材として考慮しないように構成されている。40

【0068】

これに対し、本実施形態では、サイド役物突部51のうち第1入賞口57と第3ガイドレール33とに挟まる部分にアウトロ56を設けたので、上記した「第2拡張部材」に相当する部分が第1入賞口57とアウトロ56との間に限定され、第1入賞口57の実質的な入口が絞られて、第1入賞口57に過剰な量の遊技球が入賞することが防がれる。このように、アウトロ56を配置することで、第1入賞口57を遊技規則に沿った入賞口として使用することができる。50

【0069】

この場合、第1入賞口57とアウトロ56との間の何れの部位が第2特別端部P11に相当するかだが、第1入賞口57に遊技球を案内し得るという観点に基づけば、第1入賞口57の開口縁のうちアウトロ56側の開口縁に連なりかつアウトロ56における第1入賞口57側の開口縁より上方に位置しあつ遊技球の直径以上の空隙を有しない部分が前記した「第2拡張部材」に相当すると考えられる。そうすると第1入賞口57とアウトロ56との間の釘N14が前記した「第2拡張部材」及び「第2特別端部P11」に相当することになる。なお、釘N14が無ければ、第1入賞口57の開口縁のうちアウトロ56側の開口縁が、「第2特別端部P11」に相当することになる。

【0070】

そして、本実施形態では、第1入賞口57の実質的な入口が、前記した「第2特別端部P11」に相当する釘N14と、前記した「第1特別端部P10」に相当する釘N13との間（入賞入口）が、遊技球が丁度1つ通過する開口幅、即ち、13mm以下になっている。これにより、第1入賞口57を遊技機における一般的な普通入賞口として使用することができる。なお、第1入賞口57の実質的な入口の開口幅を、例えば、55mm以上、135mm未満にして、第1入賞口57を開閉する開閉扉を設け、第1入賞口57を一般的な大入賞口として使用してもよい。

【0071】

[他の実施形態]

本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、例えば、以下に説明するような実施形態も本発明の技術的範囲に含まれ、さらに、下記以外にも要旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施することができる。

【0072】

(1) 前記実施形態では、ガイド斜面26Aが円弧状になっていたが、平坦であってもよい。

【0073】

(2) さらに、前記実施形態では、退避斜面26Bも円弧状になっていたが、平坦であってもよく、跳上規制突部26は、山形状であってもよい。

【0074】

(3) また、退避斜面26Bは、前記実施形態では、最接近位置P1から離れるに従って第1下部釘道60から遠ざかるように傾斜していたが、最接近位置P1から第1下部釘道60と平行に延びてもよい。

【0075】

(4) また、ガイド斜面を有してガイド釘道に対向する跳上規制突部を複数備えてよい。

【0076】

(5) 前記実施形態では、左サイド役物50を遊技領域R1の下部の左側に設けられていたが、遊技領域R1の上下方向の中間部に設けられていてもよい。

【符号の説明】

【0077】

- 11 遊技板
- 30 領域包囲壁
- 49 普通入賞装置（役物突部）
- 49A 入賞口（中間入賞口）
- 51 サイド役物突部
- 52 上端傾斜部
- 53 側面湾曲部
- 56 アウトロ（サイドアウトロ）
- 57 第1入賞口（サイド入賞口）
- 58 第2入賞口（サイド入賞口）

10

20

30

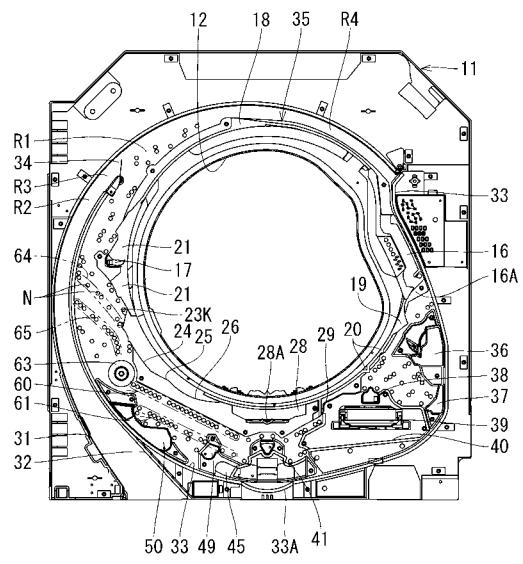
40

50

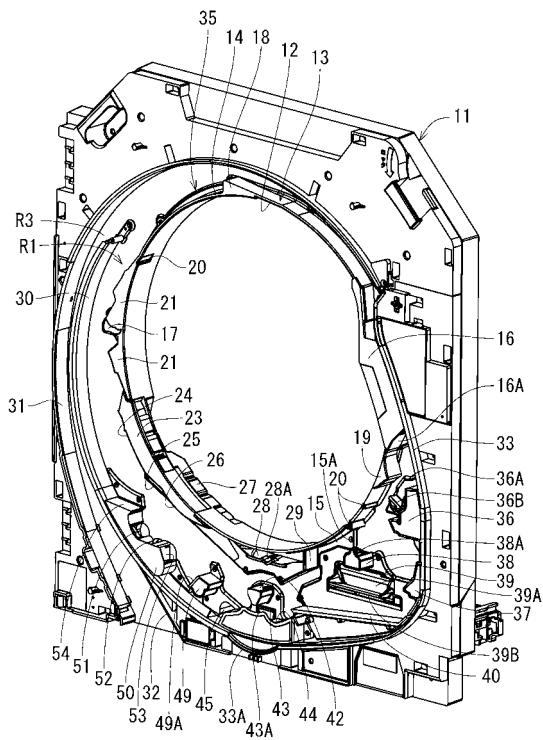
6 1 第 2 下部釘道 (延長釘道)
 6 1 A , 6 1 B , 6 1 C 転落部
 9 1 L 第 2 開口縁
 9 1 R 第 1 開口縁
 9 2 第 1 拡張部材
 9 3 第 2 拡張部材
 N 釘
 N W 1 釘壁
 P 1 0 第 1 特別端部
 P 1 1 第 2 特別端部
 R 1 遊技領域
 R 3 進入口

10

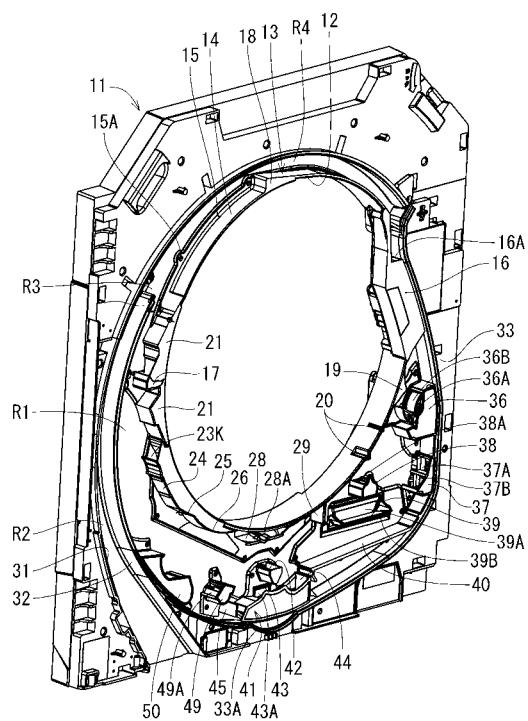
【図 1】



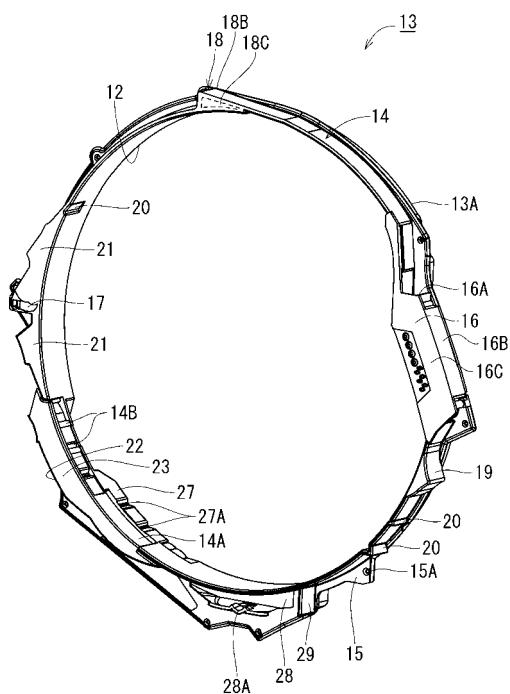
【図 2】



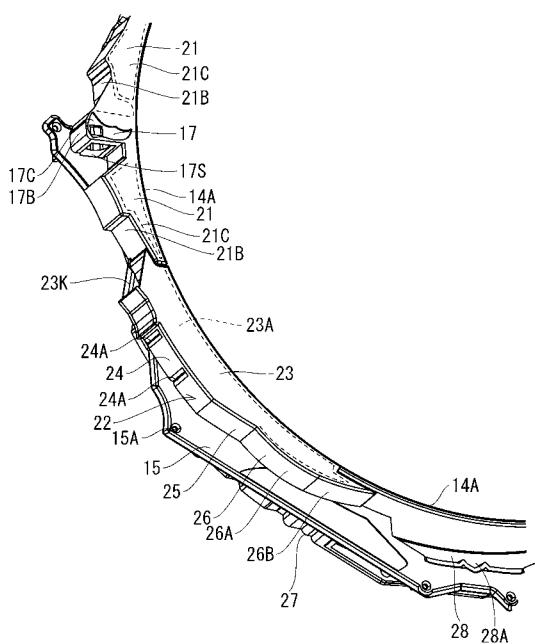
【図3】



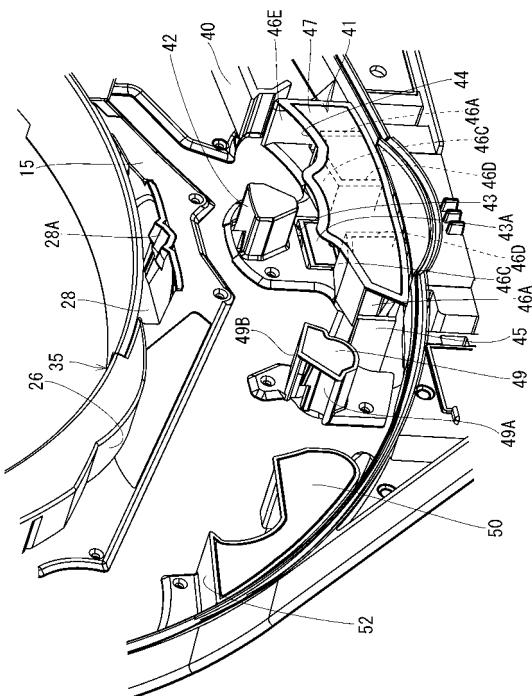
【 図 4 】



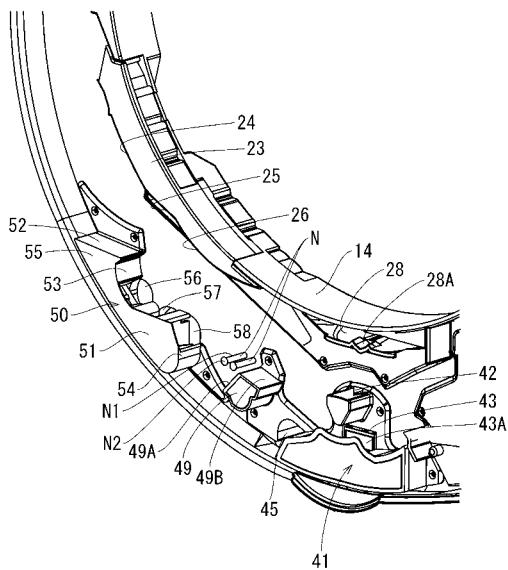
【図5】



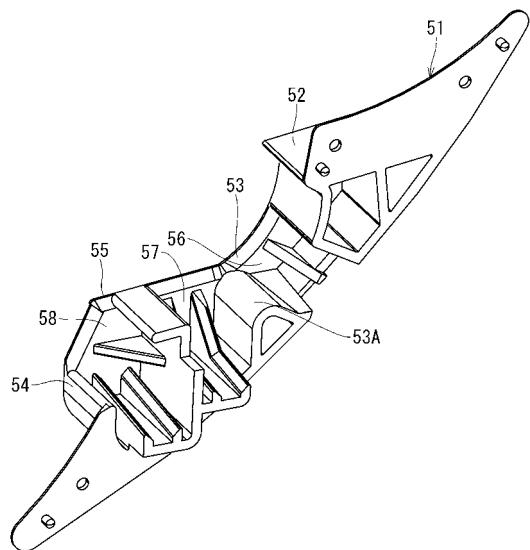
【 四 6 】



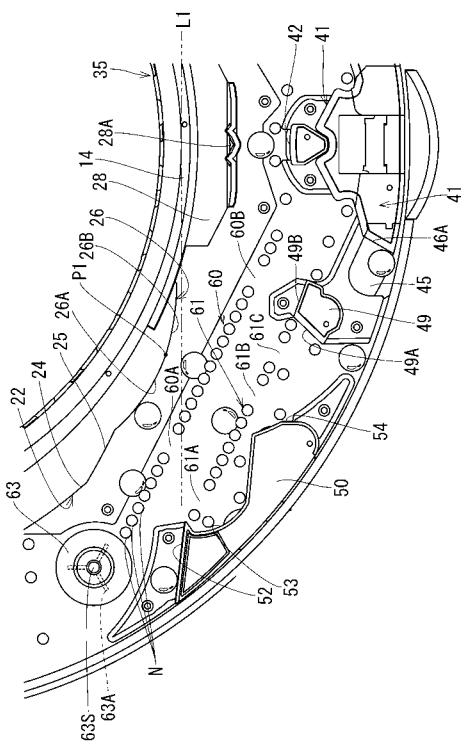
【 図 7 】



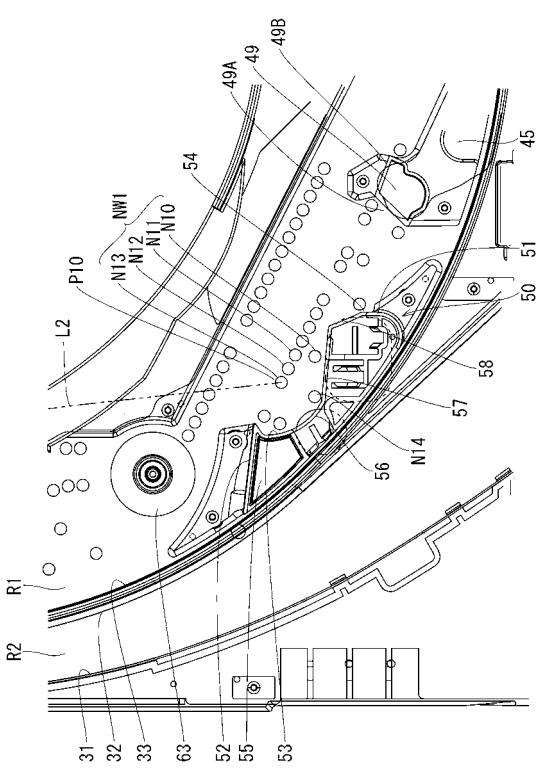
【 図 8 】



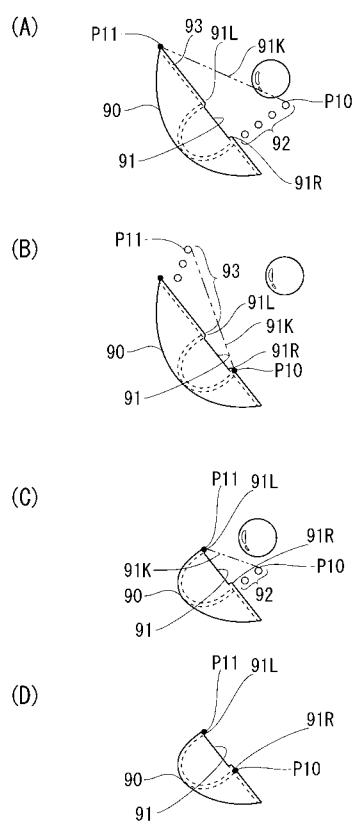
【 図 9 】



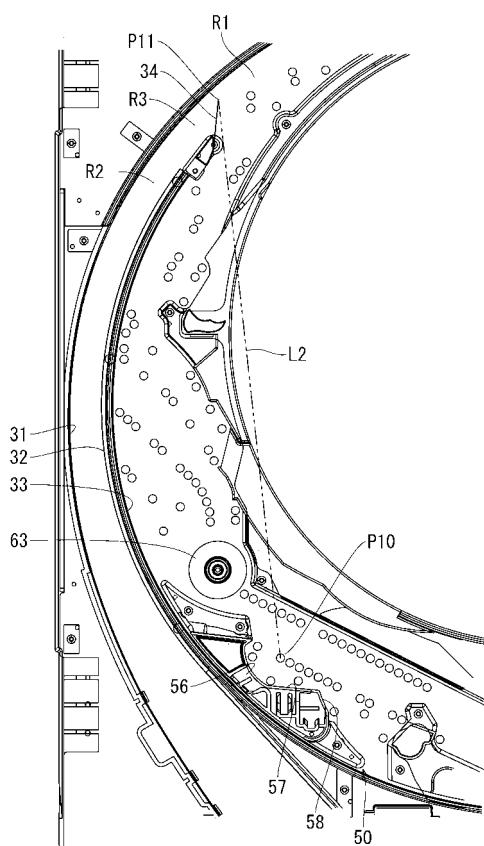
【 図 1 0 】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

(72)発明者 椿谷 悠

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ内

(72)発明者 林 智樹

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ内

F ターム(参考) 2C088 EB01